

協議会の設置要綱

(名称)

第 1 条 本会は、「災害廃棄物対策東北ブロック協議会」(以下、「協議会」という。)と称する。

(目的)

第 2 条 協議会は、「大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針(平成 27 年 11 月)」(以下、「行動指針」という。)に定める地域ブロック協議会に相当し、対象地域は東北ブロック(青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県の範囲をいう。)とし、行動指針に定める地域ブロック単位で行う事項の実施を目的とする。

(実施事項等)

第 3 条 協議会では、次に掲げる事項を実施する。

- (1) 東北ブロックにおいて実施又は検討している大規模災害時の廃棄物対策に関する情報の共有
- (2) 東北ブロックにおける大規模災害時の廃棄物対策に関する広域連携のための協議
- (3) 東北ブロック以外で実施又は検討している大規模災害時の廃棄物対策に関する情報の共有
- (4) 行動指針に定める地域ブロックでの行動計画の策定
- (5) 各地方公共団体の災害廃棄物処理計画の策定推進及び災害廃棄物に関する人材育成
- (6) その他、協議会の構成員が必要とする事項等

(構成員等)

第 4 条 協議会の構成員は、別紙のとおりとする。なお、各構成員が推薦する者等がオブザーバーとして出席することを妨げない。

2 協議会は、必要に応じて部会を設置することができる。

(会長)

第 5 条 協議会に会長を置く。

- 2 会長は、構成員の互選によって定める。
- 3 会長は協議会を代表し、会務を統理する。
- 4 協議会の開催の際、会長に事故あるときは、当日の出席者から職務代理者を選任し、職務代理者のもとで議事を進行する。

(事務局)

第 6 条 協議会の事務局は、東北地方環境事務所資源循環課に置く。

(その他)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、協議会に関する必要事項は、協議会に諮り定める。

附則 この要綱は、平成 29 年 6 月 29 日から施行する。

- 2 東北地方災害廃棄物連絡会設置要綱(平成 27 年 6 月 30 日制定)は、廃止する。

附則 この要綱は、令和元年 10 月 11 日から施行する。